

愛媛県デジタルマーケティングアドバイザー業務に関する措置請求

(受付日：令和2年12月18日)

1 請求内容（要旨）

愛媛県知事が、愛媛県デジタルマーケティングアドバイザー業務に係る業務委託として平成30年10月10日付けで、(株)Intheoryと契約を締結し、業務委託料として支出した4,838,400円は、違法又は不当な公金支出に該当する。

よって、同金額を愛媛県に返還するよう同社に対し命じることを求めるほか、本件支出につき責任を有する者に、当該損害の補填や懲戒処分その他の必要な措置を講ずるよう愛媛県知事に勧告することを愛媛県監査委員に求める。

また、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

2 監査委員の決定

却下

3 決定（却下）の理由

本件請求は、請求期限を徒過していることから、地方自治法第242条に規定する要件を欠いており、補正の余地も認められないので、不適法な請求であると判断する。

また、責任を有する者に対して懲戒処分を求めることは、同法第242条第1項に規定する請求対象措置に含まれていないため、住民監査請求の対象とはならない。

なお、請求人が求めている個別外部監査契約に基づく監査は、適法な請求であることが前提であるから、本請求について個別外部監査契約に基づく監査を行うことが相当か否かの判断は行わない。